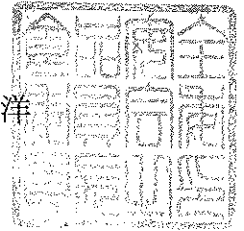




府食第492号
平成29年7月11日

農林水産大臣
山本 有二 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

平成29年7月6日付け29消安第2132号により貴省から当委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

今回意見を求められた普通肥料の公定規格の変更のうち、「液体副産窒素肥料」の原料として「食品工業において副産されたもの」を追加することについては、既に他の種類の普通肥料において「食品工業において副産されたもの」を原料とするものの使用が認められており、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられること、その他の制限事項に「牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものであること。」及び「牛の部位を原料とする場合にあっては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。」を追加することについては、必要な管理措置が講じられるための変更であること、当該肥料の種類の名称を「液状副産窒素肥料」とすることについては、実態に合わせた変更であることから、本変更については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。